

第3章 生涯学習を推進するための方針

1 埼玉県を目指す生涯学習社会

昭和から平成の現在において、我が国の経済の成長とともに、人々の意識は「モノの豊かさ」から「心の豊かさ」へ、また、「会社人間」から「自己実現や社会貢献」を求めるものへと変化してきています。そのため、人々の絆を重視した地域づくりを目指し、学んだ成果を地域に生かす生涯学習社会を作り上げていくことがこれまで以上に期待されています。また、東日本大震災後、人と人とのつながりが強く意識されている中、互助、共助に基づいた協働による地域づくりが望まれています。

国をはじめ、これまでの生涯学習に関する多くの施策は、「個人の要望」にいかに対応していくかに関心が置かれ、成果も上げてきました。一方、「社会の要請」に応えることについても必要な施策が実施されてきてはいたものの課題も残しています。

この傾向は、本県も例外ではありませんが、課題に対応しようとする人々の意識は高まってきています。こうした状況を捉え、学んだ成果を地域社会等に生かすことができる生涯学習社会を作り上げていくことが、一層求められる状況にあります。

以上を踏まえ、第2章2で述べた埼玉県の生涯学習を巡る課題に対応し、本県の生涯学習社会を実現するため、その方針について以下のようにまとめました。

(1)の「少子高齢化の進展」に対しては、特に、少子化に伴う子育て支援や異年齢交流の機会の充実、健康・長寿及び介護に関することなどの学びの場と学びの成果を生かす場の提供が必要です。

例えば、県が実施している「子ども大学」は、異年齢で学び、交流しています。また、体験活動を地域に関わる人々の協力の下に実施しており、言わ

ば「知の循環」とも言える、学び合う仕組みづくりの一つです。この事業は、単に学びの場を提供するだけでなく、地域の子供は地域で育てる仕組みづくりに努めていることに大きな意義があります。

県としては、県民の学びを支え、その成果の活用を支えるために、新たな学びの場を提供できるようにしていくことが必要です。

(2)の「価値観の多様化の進展」に対しては、学校教育では就職指導・キャリア教育支援事業などとしても取り組んでいます。こうしたグローバル化と多様化に対応した取組は、社会の中においても必要です。そのため、県は、市町村、民間、NPO、大学等と連携して多くの情報を収集し、県民に充実した情報や学習機会を提供する必要があります。

また、外国人住民が増加している本県では、言語の多様化に対応するため、ボランティア等の育成を図り、外国人に対する理解を深める必要があります。

さらに、働くことに意欲を持たない若者に対して、広い視野と確かなコミュニケーション能力や人とのつながりをつくる機会を提供することも大切です。

県としては、県民の学びを支えるために、県内の社会教育施設等がネットワークをつくり、ICTを上手に活用した多様なメディアを利用し、学習者のニーズに応じる情報提供・学習相談体制を整備することが必要です。

(3)の「地域コミュニティの希薄化」に対しては、人と人との絆づくりが不可欠であり、地域の自主性、自立性を高める上でも学習は欠かせません。地域コミュニティの形成・維持・発展には、直接的、間接的に学習とその活動がつながっています。

例えば現状では、「学校応援団」で活動する人たちのように、自分が身に付けた知識や技能・経験などを学校教育という場で生かすことを通して、地域の活性化が図られています。また、「家庭教育アドバイザー」による親の学習などを通して、子育ての悩みを共有することでコミュニティだけでなく地域

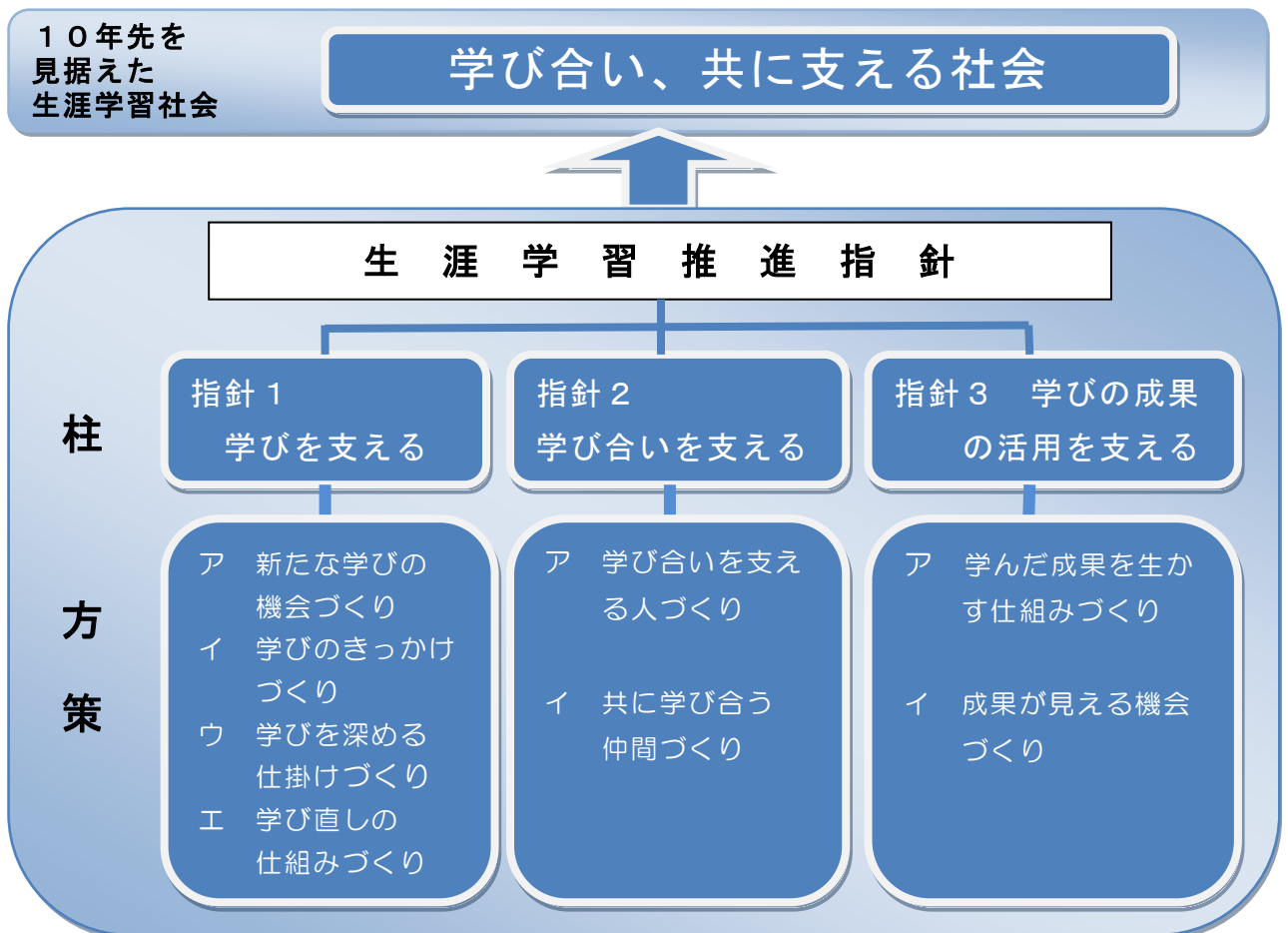
のつながりを深めています。

個人の学びを基に、人との交流を充実することが、地域コミュニティの強化となり、さらには学習の発展として社会貢献につながることから、県としては、個人が学び、そして共に学び合えるように支援することが必要です。

以上のことから、本県が目指す生涯学習社会は、「学び合い、共に支える社会」と捉え、その実現に向けては、県民が充実した人生を主体的に切り開き、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え合い高め合う社会にしていくことができるよう支援することが必要と考えます。

また、第2章2で述べた三つの課題を埼玉県の実況における課題として捉え、その課題解決に努め、今後の生涯学習の推進を図ることが重要であり、そうした支援の在り方として、「学びを支える」、「学び合いを支える」、「学びの成果の活用を支える」ことを生涯学習推進指針とします。

【埼玉県が目指す生涯学習社会の概念図】



2 生涯学習推進指針

前述1の指針について、主な方策等を含め、次のとおり整理しました。

(1) 指針1「学びを支える」

ア 新たな学びの機会づくり

- 民間、NPO、大学等の資源の発掘を進め、連携・協力を図る中で新たな学習機会の創出を支援します。
- 各関係機関が協働する体制や市町村域を超えた広域的なネットワークを構築するための必要な支援を行うことに努めます。

イ 学びのきっかけづくり

- 学習者のニーズに合っているものにアクセスできるようにすることや県民のニーズにマッチしたものを適切に選べるような情報提供を行います。

ウ 学びを深める仕掛けづくり

- 相談業務に携わる専門員の育成や研修を適切に実施し、より質の高い学習ができるよう、学習相談体制の整備・充実を進めます。

エ 学び直しの仕組みづくり

- 学び直しは新たな活動につながるため、様々な学習機会の提供を民間やNPOと協力しながら進めます。

(2) 指針2「学び合いを支える」

ア 学び合いを支える人づくり

- 社会教育主事等の資質能力を高めるための職員研修など、指導者の育成と地域貢献できるような人材の養成を支援することに努めます。

イ 共に学び合う仲間づくり

- 教えたり教わったりするという共同の学び合いなど、今日的な学びの仕組みを工夫します。

(3) 指針3「学びの成果の活用を支える」

ア 学んだ成果を生かす仕組みづくり

- 県民の社会参画の機会を整備することにより、学んだ成果を生かす場や成果を生かすための仕組みづくりを支援します。

イ 成果が見える機会づくり

- 学習者の活躍の場が広がるように、学習成果の見える機会づくりが様々な分野で実施されるように支援します。

以上の指針及び方策などに基づき、「学び合い、共に支える社会」の実現に向けた具体的な取組が、行政や大学、民間、NPOなど各関係機関をはじめ、家庭、学校、そして地域社会などにおいて、相互に連携を図りながら進められることが望まれます。県としては、個人のニーズに応じた学習に加え、社会や地域の課題に関する学習活動を支援し、その成果が社会に生かされ持続可能な社会となるような仕組みづくりが実現されるよう取り組みます。